

別紙添付⑧

平成29年10月26日

大阪府中央区北浜3丁目1番22号あいおい損保淀屋橋ビル
大洋リアルエステート株式会社
代表取締役社長
堀内 正雄 殿

〒100-6310

東京都千代田区丸の内二丁目4番1号
丸の内ビルディング10階

岩田合同法律事務所

TEL: 03-3214-6430

FAX: 03-3214-6209

三菱地所株式会社代理人

弁護士

浦中 裕孝

同

柏木 健佑

ご 回 答

前略

当職らは、三菱地所株式会社（以下「当社」といいます。）の代理人として、貴社から当社に対してご送付頂いた2017年9月29日付「御堂筋フロントタワーの件」と題する書面（以下「本書面」といいます。）につき、以下のとおりご回答申し上げます。

貴社は、本書面において、当社に対し、御堂筋フロントタワーの所有権移転登記に必要な書類等一式（以下「本件書類」といいます。）の貴社への送付を要請されております。しかしながら、当社は、本件書類について貴社への交付を行う何らの権限を有するものでもありませんし、そもそも本件書類を保有もしておりません。したがって、当社と致しましては貴社のご要請に応じることはできかねますので、何卒ご理解下さいますようお願い申し上げます。

なお、当社と貴社との間の係争は、平成29年7月11日付の最高裁判所の上告受理申立不受理決定による大阪高等裁判所平成28年9月30日付判決（平成28年（ネ）第382号）の確定により解決しておりますので、詳細な指摘は差し控えさせていただきますが、本書面の記載には、当社が本件書類を当社が保有している旨の記載のほかにも、貴社が事実を誤認されていると思

われる内容の記載が多く見受けられますことを申し添えさせていただきます。

本件に関する一切について、当職らが委任を受けておりますので、今後、本件に関するご連絡については当職ら宛に行っていただきますようお願い致します。

草々

複写

複写

複写

複写

複写

差出人 〒100-6310
東京都千代田区丸の内2-4-1丸の内ビルディング10階
岩田合同法律事務所

弁護士 柏木 健佑

受取人 〒541-0041
大阪府大阪市中央区北浜3-1-2あいおい損保淀屋橋ビル
大洋リアルエステート株式会社

代表取締役社長 堀内 正雄 殿



この郵便物は平成29年10月26日
第12461053883号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。
日本郵便株式会社
受付通番: 2017102614552900100001号

2 / 2 頁





=配達証明=

複写

〒541-0041
大阪府大阪市中央区北浜3-1-22
あいおい損保淀屋橋ビル

大洋リアルエステート株式会社
代表取締役社長 堀内 正雄 殿



124 - 61 - 05388 - 3

〒100-6310
東京都千代田区丸の内2-4-1
丸の内ビルディング10階

岩田合同法律事務所弁護士 柏木 健佑

複写

複写

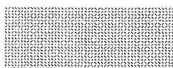
複写

複写

複写



複写



受付通番：2017102614552900100001 号